

各 部 局 長 様

副 区 長 天 貝 勝 己

令和 8 年度予算編成について（依命通達）

「豊島区基本構想・基本計画」を実現し、区民が「住みたい」と思い、区外の方が「住みたい、訪れたい」と感じる「憧れのまち」を築き上げていくことが、我々の果たすべき役割であり、使命である。

令和 6 年度の歳入額は、前年度に比べ 72 億円増となっているものの、ふるさと納税などの不合理な税制改正による財源流出が 98 億円と、看過できない規模に達しており、令和 7 年度の流出額に限っては 100 億円を超えることが見込まれる。歳出では、育児休業を取得する職員の代替や児童相談所設置に伴う行政需要の増加に対応するための職員数の増、会計年度任用職員への勤勉手当支給開始などにより、人件費が上昇している。さらに物価高騰の長期化により、経常的な行政運営経費の増加が顕著となっており、今後の財政運営に大きな影響を及ぼすことが危惧される。

本年 3 月に策定した「豊島区公共施設更新計画」では、学校改築は 20 年間、学校を除いた区施設は 10 年間の更新計画を経費の見通しと併せて示している。学校を始めとした巨額の投資を必要とする改築や、未改築校を対象とした「学校環境整備計画」に加え、新たな「基本構想・基本計画」の実現に向けて、市街地再開発事業や、道路・橋りょう、区営住宅、公園、駐輪場の更新など、今後の財政運営を大きく左右する事業が目白押しとなっており、将来的に投資的経費の増大が見込まれる。

工事費や物価の高騰、人件費や金利の上昇など、区財政を取り巻く環境の不確実性が高まる状況にあっても、老朽化した公共施設の更新や多様化・複雑化する区民ニーズに的確に応え続けることが求められている。

このため本区では、昨年度より各部局長の権限と責任で予算を編成する「枠配分方式」から、すべての事業を集中的に見直す「全件査定方式」に移行した。「全件査定方式」を通じ、既存事業について、必要性・有効性・効率性の観点から見直し、積極的に改善を進めるとともに、区民目線でより効果の高い事業へ再構築する取組みを全庁挙げて推進していくことが必要である。こうした取組みなくして、変化の激しい社会経済状況の下において、区民サービスの向上と持続可能な行財政運営を両立させていくことは困難である。

令和８年度予算は、区民と共に考え、つくり上げた「基本構想・基本計画」策定後、初となる予算編成である。職員一人ひとりが「基本構想・基本計画」に掲げる理念を常に意識し、都度振り返りながら、区民視点で、区民と共に「憧れのまち」の実現に向けた第一歩を歩み出さなければならない。

予算案の作成にあたっては、職員一人ひとりが本通達の趣旨を十分に理解し、下記に掲げる事項及び別途示される事務処理方針に従い、部局一丸となって考え抜いたうえで予算を提出されたい。

この旨、命によって通達する。

記

1. 一般的事項について

- (1) 令和８年度については、昨年度に引き続き、各部局が予算案を作成し、政策経営部が全ての事業経費を査定する「全件査定方式」により各事業の予算額を決定することとする。査定にあたっては、現在実施している事業見直しの結果を反映させるとともに、事業見直しの対象外となる事業についても、事業見直しと同様の視点で必要性・有効性・効率性を精査し、翌年度以降の見直しにつなげる。
- (2) 予算編成にあたっては、全ての既存事業において、事業の妥当性や有効性を改めて検証し、これまでの取組みの課題や成果を総括することで、事業の再構築を図られたい。
- (3) 財政支援団体等に対する財政支出については、財政支援団体等の経営の効率化、自立化の促進及び区と財政支援団体等との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法等を改めて検証したうえで、所要額を見積もること。
- (4) 予算案の作成にあたっては、区議会の審議状況や区民・関係団体の要望を十分に踏まえるとともに、事業の効率性、有効性に十分配慮し、「最少の経費で最大の効果」が上げられるよう知恵を絞り、創意・工夫すること。
- (5) 予算の計上にあたっては、前例踏襲に陥ることなく、事業の効率性や有効性、必要性を徹底的に検証し、必要に応じて事業の休止を含む抜本的な見直しを行った上で、予算の見積りを行うこと。
- (6) 予算案の作成にあたっては、スケジュールや経費区分ごとの入力方法等を、別途示される事務処理方針や、順次財政課から発出される通知等を参考とすること。

2. 歳入予算について

- (1) 歳入の見積りにあたっては、財源を正確に捕捉し、確実かつ厳正に収入の確保を図ること。既存の特定財源のみにとらわれることなく、国及び都における予算編成等の動向に十分留意し、遺漏のないよう見積もること。
- (2) 特別区税及び国民健康保険料などを始めとする各種保険料については、引き続きあらゆる手立てを講じ、徴税（徴収）努力を払い、収納率の向上を図ること。
また、未回収となっている債権等についても、「豊島区の私債権等の管理に関する条例」に基づく「豊島区債権管理方針」により、その回収に努めること。
- (2) 税外収入については、各部局において情報収集に努め、積極的に活用を検討し、より一層の歳入確保に努めること。

3. 歳出予算について

- (1) 既存事業の継続を前提とした安易な増要求は慎み、事務事業ごとに必要性や重要性の観点から見直しを行ったうえでゼロベースの視点で予算編成を行うこと。継続をする場合でも、特段の理由がない場合は、直近の決算額を超えることのないようにすること。
- (2) 各種補助金については、「事業見直し」の重点テーマとして、今後課題の整理及びあり方の検討を行う予定である。各主管課においても、従来の執行方法を漫然と継続するのではなく、必要性や効果を検証したうえで、補助基準の明確化を図るなど、適切な執行に努めること。
- (3) 物価高騰対応分については、令和7年度予算を基に必要最低限の予算要求とすること。